

横芝光町農業委員会 7月第4回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後3時40分～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8番	伊藤 博明		
委 員	1番	小川 文彦	2番	川島 理昭
	3番	永野 邦子	5番	伊藤 直樹
	6番	花澤 成晃	7番	向後 隆輝
	9番	鈴木 茂樹	10番	下高原 美津子
	11番	伊藤 裕児	12番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第2 議案第1号
農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第3 議案第2号
農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第4 議案第3号
農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第5 議案第4号
令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年7月第4回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これから議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、私議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名いたします。 7番 向後 隆輝委員、10番 下高原 美津子委員 以上2名の方をお願いします。 会議書記には、事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしくお願います。 続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。 令和5年7月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、2件です。
なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。
申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、二又字荒句の畑3筆、1,001㎡です。
高齢により農業ができない譲渡人から、譲受人が贈与により所有権移転をしようとする申請です。

申請地は、以前から譲受人が農地の管理を任されており、また2人は親族関係であり、譲受人しか管理する者がいない状況です。作付作物は、栗、梨、ブルーベリーを予定しています。譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

続いて、2件目の申請地は、新島字新田前の畑2筆、536.2㎡です。
本件は、一時転用期間満了のため、更新申請となります。

これは、畑の所有者が、耕作者をしている法人へ貸付している農地に、営農型太陽光発電設備業者が太陽光パネルを設置し、運用しており、期間満了を迎えるにあたり、農地法第5条申請の一時転用と併せて継続を目的とする申請です。農地法第3条については、営農型太陽光発電設備のパネル部分の面積536.2㎡の空中部分地上2.4mから3.9mまでの範囲に「区分地上権の設定」するものです。

太陽光発電設備の設置を目的とした、区分地上権設定の申請であることから、農地法第5条の許可が第3条の許可の前提条件となります。また、第5条と同じ許可日とし、許可期間も同一となります。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長 ありがとうございます。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。花澤委員お願いします。

6 番 6番 花澤です。以前より親族である譲渡人から、申請地の管理を任されていた譲受人が、贈与により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、耕作できるよう伐木してあり、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、1件目の案件につい

ての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成するの方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。8番 伊藤さん。

8 番 8番 伊藤です。現地を確認したところ、現在はキャベツを作付けしており、農地が適正に使用されていることから、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成するの方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について上程いたします。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年7月5日提出 横芝光町農業委員会会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、北清水字東里の畑1筆、311㎡です。

転用の目的は、寺院参拝者のための駐車場用地です。駐車台数は18台台となります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から南東へ約4kmの位置にあります。

公共的な投資がなく、10ha以上の農地の広がりのない農地であることから、第2種農地と判断できます。他に代わりとなる土地がない場合に許可が見込まれますが、申請地は申請者である寺院に隣接しており、他の土地での代替はできないものと考えます。

申請地は、土地改良区の受益地ですが除外の同意を得ています。

雨水は地下浸透としますが、オーバーフロー分は幹線8号水路へ排水します。

転用期間は、令和5年8月7日から令和5年8月30日までを予定しております。

造成費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。本件は、寺院参拝者のための駐車場用地が不足しているため、近隣に新たに設置するものであり、土地改良区の受益地ではありますが、除外の同意を得ており、問題がないと考えられます。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、本案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件についての採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、本案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年7月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は20件です。なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、北清水字東里の畑1筆、282㎡です。先ほど議案第2号で審議していただいた場所の隣接地で、議案第2号と同一事業です。

転用の目的は寺院参拝者のための駐車場用地です。駐車台数は18台となります。

申請地は、横芝駅から南東へ約4kmの位置にあります。

公共的な投資がなく、10ha以上の農地の広がりのない農地であることから、第2種農地と判断できます。他に代わりとなる土地がない場合に許可が見込まれますが、申請地である寺院に隣接しており、他の土地での代替はできないものと考えます。

申請地は、土地改良区の受益地ですが除外の同意を得ています。

雨水は地下浸透としますが、オーバーフロー分は幹線8号水路へ排水します。

転用期間は令和5年8月7日から令和5年8月30日までを予定しております。

造成費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続いて申請地②の土地は栗山字鶴巻の畑3筆、611㎡です。

転用の目的は一般専用住宅1棟と駐車場2台の建設および進入路になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝駅から南東へ約2kmの位置にあります。都市計画法に定める用途地域内であることから、第3種農地と判断できます。一般基準において許可できない場合を除き、原則として許可される農地種別です。

申請地は、土地改良区の受益地外です。

雨水は地下浸透とし、生活排水は合併浄化槽で処理し既設U字溝を経て幹線4号水路へ排水します。両総土地改良区からの排水同意は得ていません。

転用期間は令和5年9月25日から令和6年1月20日までを予定しております。

建設費等は、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄う予定ですが、金融機関からの融資審査結果票により融資承認見込みであることを確認しています。

続きまして申請地③の土地は木戸台字上笹内の畑2筆、計1,079㎡です。

転用の目的は圏央道建設工事に係る工事用迂回道路、資材置場および残土仮置場として一時転用するものとなります。

申請地③記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は松尾横芝インターから北東へ約2.6kmの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

申請地は圏央道建設工事現場に近接しており、県道迂回路から工事現場への通路としての利用、また工事資材・残土の仮置き場として使用することに地権者の同意を得ていることから、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

譲受人は圏央道事業の管理、運営を行う法人であり、敷地は整地後、表

土に敷き鉄板を敷設します。土砂の搬入はありません。

雨水は敷地内自然浸透としていますが、オーバーフロー分は既設の道路排水路へ排水します。雑排水は発生しません。

申請地は、成田用水土地改良区の受益地外であることを確認済みです。また申請地に隣接する農地はありません。

工事期間は、令和5年7月1日から令和8年3月31日までを予定しており、期間終了後は敷き鉄板を撤去し整地後、もとの農地へ復元します。

譲渡人、譲受人双方から農地復元誓約書が提出されており、農地への復元については問題がないと考えられます。

土地代金、造成費は、圏央道事業の全体予算から賄う予定であり、資金は社債により調達済であることを確認しています。

申請地④については、申請地③と同一事業ですので重複箇所は割愛させていただきます。

転用の目的は圏央道建設工事に係る工事用迂回道路として一時転用するものです。

申請地は、松尾横芝インターから北東へ約2.6kmの位置にあり、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断できます。以下、土地利用状況や排水については、申請地③と同一となります。

次に、申請地⑤の土地は、新島字新田前の畑2筆、4,252㎡のうち0.5㎡です。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設設置で、これは、令和2年度に一時転用許可を受けましたが、3年間の許可期間であったため、本年8月24日に許可の満了を迎えることから、延長すべく申請があったものです。転用面積は、太陽光パネルの支柱部分で、直径7.6cmの支柱が110本設置する面積です、

申請地⑤の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地⑤は、新島集会所から東へ約200mの位置にあります。町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

設備の内容は、ソーラーパネル272枚と、パワーコンディショナー5台設置され49.5KWの発電出力です。遮光率は、31.9%です。

太陽光発電施設の下部にキャベツを栽培する計画となっており、太陽光発電の支柱については、営農に支障を及ぼさない最小面積で設定されています。

この営農計画により、農業と売電による二重の収益を上げることができます。

これは、従前の農地より高い利用価値を与えるものであり、許可満了後の農地復元誓約書も提出されていることから、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

申請地は、土地改良区の受益地ですが同意を得ています。

雨水は、地下浸透とします。

一時転用の期間は、農林水産省の取扱いにより3年以内とされ、設備の下部の農地で営農が適切に継続できれば延長できます。

転用期間は令和5年8月25日から令和8年8月24日までを予定しております。

本申請は許可期間満了後の期間延長申請であることから、新たな太陽光発電施設の設置はありません。

最後に申請地⑥から⑳までについては、同一事業ですのでまとめて説明させていただきます。

転用の目的は、工事用ストックヤード用地であり、具体的には圏央道橋梁建設工事に係る施工ヤードを確保しようとしたところ地盤が軟弱であったため置換工を行い、これにより発生する残土置場として一時転用するものとなります。

申請地⑥から⑳までの位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、ちばみどり農協南条出張所から南東に約500mの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

譲受人は他にも適地を探しましたが地権者が賃借に合意したまとまった土地が本申請地以外にはなかったため、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

譲受人は圏央道事業の管理、運営を行う法人です。

土砂流出および排水対策として隣地境界線に沿って素掘りの側溝を巡らし、土砂盛土端から5m隔離します。

残土は、圏央道用地から搬入されます。

雨水は、敷地内自然浸透です。雑排水は発生しません。

申請地は両総用土地改良区の受益地ではないことを確認済みです。また隣接する農地所有者へは事業について説明済みです。

工事期間は、令和5年8月1日から令和8年3月31日までを予定しており期間終了後は、申請地から残土を運び出し、もとの現場へ埋め戻します。

譲渡人、譲受人双方から農地復元誓約書が提出されており、農地への復元については問題がないと考えられます。

造成費等は、圏央道事業の全体予算から賄う予定であり、資金は社債により調達済みであることを確認しています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終了しました。件数が多いようなのですが、実際には固まった事業の流れです。案件的には少ないと思います。圧縮して行います。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、先程の第4条と同一案件です。伊藤委員から説明いただいたのと同じの内容となります。先程は異議がございましたが、そのほかに質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

1件目の案件は、質疑なしとしまして、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 秋葉です。本件は、一般専用住宅と駐車場、新入路を建設するための転用で、申請地は土地改良受益地ではなく、排水については土地改良区の同意を得ていることから問題ないと思います。よろしくお願いま

す。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して2件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、3件目と4件目の案件については、同一事業でございます。この事業につきましては、私が担当委員となりますので説明をいたします。

本件は、圏央道建設工事に係る迂回用道路や資材・土砂の仮置場を設置するための一時転用でございます。申請地は土地改良区受益地ではなく、地権者の同意も得ていることから問題がないと考えております。

この3件目と4件目の案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目と4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。本件は、営農型太陽光発電施設の設置のための一時転用で、申請地は、土地改良区受益地ですが、設置の同意を得ており、かつ地権者の同意も得ていることから延長することに問題はないと考えられます。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、5件目の案件についての質疑を許します。

3 番	3 番 永野です。太陽光発電設備の下は、キャベツを栽培すると思いますが、その確認は誰がやりますか。
8 番	8 番 伊藤です。先日確認しに行きましたところ、太陽光発電設備の下でキャベツを作付けしています。よろしくをお願いします。
3 番	3 番 永野です。キャベツの作付けが終わったら、誰が作付けを確認するのですか。他の営農型ほ場の作付確認は。
事務局	今後、継続して作付けするわけですが、委員さんにも確認をお願いするとともに、事務局も確認をしたいと思います。
3 番	3 番 永野です。ほかの場所の営農型で、作付けが終わって、荒れているところがあると思いますが、作付けしなくてよいのか。
事務局	場所を調べて、作付けを確認したい。
議 長	<p>農業委員は、農地管理しているかどうか、巡回しながら確認をすることになっていきますので、もし不安のところがあれば、事務局にご一報いただいで、確認していただけるとありがたいと思います。</p> <p>5 件目の案件について、質疑があればお願いします。</p> <p>ほかに質疑ありませんので、質疑を終了し、5 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって5 件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>続いて、6 件目から20 件目までは、同一事業でありますので一括して審議を行いたいと思います。初めに担当委員の説明を求めます。</p>
2 番	2 番 川島です。本件は、圏央道建設工事により発生する残土置場として一時転用するものであり、地権者から同意を得ており土砂流出と排水対

策がとられていることから問題はないと考えています。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。事務局から何かありますか。

事務局 この場所は、5月の案件で申請があった場所の隣です。

議 長 前回一括で申請されなかったのは、計画はあったが、準備が調わなかったから2回に分けたのか。

事務局 工事の工程上、先に文化財調査を行う必要があり、そこで発生する土を先に置くため5月の申請と、今回の申請となりました。

議 長 他に質疑があればお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、本案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目から20件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて、日程第5 議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

このたび、農用地利用集積計画の根拠法である、農業経営基盤強化促進法が改正され、農地利用集積計画は、法の本則からは削除されましたが、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過するまでは、従前の例により新たに定めることができるとされています。

このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定により従来どおり、農業委員会に審議をお願いするものです。

次のページをご覧ください。今回の利用集積は、新規設定が2件、再設定が1件、中間管理機構設定が28件、所有権移転が2件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、鳥喰下字稲市の田2筆、合計987㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

新規設定2件目は、尾垂イ字宮耕地の田5筆、野中後の田1筆、6,659㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

次に、再設定ですが、利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、小川台字坂ノ下の田5筆、5,549㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

続いて、中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者と、利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。期間はいずれも約10年間です。

中間管理機構設定1件目は、鳥喰上字鯉沼の田3筆、鳥喰下字櫻前の田1筆、合計4,163㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定2件目は、鳥喰下字金平野の田13筆、鳥喰下字曾根下の田1筆、合計9,241.75㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権と使用貸借権です。

中間管理機構設定3件目は、牛熊字東耕地の田3筆、合計1,731㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

中間管理機構設定4件目は、於幾字踊台の田1筆、字榎町の田2筆、合計2,888㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定5件目は、曾根合字車地蔵の田1筆、字前田の田3筆、合計2,901㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

中間管理機構設定6件目は、於幾字竹ノ後の田4筆、字西田の田2筆、字踊台の田4筆、字大沼の田1筆、字南前の田4筆、字仲沖下の田1筆、合計17,902㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定7件目は、於幾字大沼の田2筆、字小沼の田2筆、字

榎町の田2筆、合計7,652㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定8件目は、宮川字鶴巻の田3筆、合計4,445㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定9件目は、目篠字鉢田の田2筆、原方字鍋田の田1筆、字上向の田2筆、合計6,692㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定10件目は、宮川字水玉幸谷の畑3筆、合計4,088㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定11件目は、木戸字六割の田1筆、字七割の田1筆、合計4,701㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定12件目は、木戸字二割の田1筆、字三割の田2筆、字六割の田1筆、合計5,008㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定13件目は、木戸字十一割の田2筆、字十二割の田4筆、合計6,311㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定14件目は、木戸字二十五割の田1筆、443㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定15件目は、木戸字二十五割の田1筆、1,350㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定16件目は、木戸字二十五割の田1筆、1,680㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定17件目は、木戸字二十五割の田1筆、832㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定18件目は、木戸字二十五割の田1筆、1,386㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定19件目は、木戸字二十五割の田1筆、3,119㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定20件目は、木戸字二十五割の田1筆、字二十七割の田3筆、合計6,496㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定21件目は、木戸字二十六割の田3筆、合計4,087㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 22 件目は、木戸字二十七割の田 7 筆、合計 11,734 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 23 件目は、木戸字二十七割の田 2 筆、合計 1,624 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 24 件目は、木戸字二十六割の田 2 筆、字二十七割の田 1 筆、合計 3,616 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 25 件目は、木戸字二十六割の田 1 筆、1,150 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 26 件目は、木戸字二十五割の田 2 筆、字二十七割の田 2 筆、合計 6,681 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 27 件目は、木戸字二十五割の田 2 筆、合計 3,134 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

中間管理機構設定 28 件目は、木戸字七割の田 1 筆、271 m²、期間は約 10 年間です。設定する権利は賃借権です。

続いて、所有権移転ですが、所有権を移転する者と、所有権の移転を受けるものは、資料に記載のとおりです。

1 件目は、二又字上の台の田 1 筆、410 m²、売買により本年 8 月 10 日に引き渡し予定です。

2 件目は、鳥喰上字宮ノ前の畑 1 筆、944 m²、売買により本年 8 月 21 日に引き渡し予定です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 4 号の説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第 4 号の朗読、並びに説明が終わりました。はじめに、新規設定 1 件目の案件について審議を行います。新規設定 1 件目の案件について、質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定 1 件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成するの方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、新規設定2件目の案件について審議しますが、この案件につきましては、資料記載のとおり、伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止します。それでは新規設定2件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定2件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定2件目の案件については、原案のとおり決定しました。伊藤直樹委員への発言禁止を解きます。

続いて、再設定1件の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定1件の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、中間管理機構設定28件の案件についての質疑を許します。数多くありますが、気になるものがあれば質疑をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、中間管理機構の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって中間管理機構設定の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて所有権移転2件の案件について、審議を行います。

所有権移転の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、所有権移転の案件について採決を

事務局	<p>行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって所有権移転の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されましたすべての審議を終了いたしました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和5年7月第4回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	--